

令和 8 年度

保育施設利用のご案内



(保育所・保育園の利用を希望している方用)

【目次】

1. 嘉麻市内の保育施設について 1P
2. 子ども・子育て支援新制度について 2P
～保育の必要性の認定について～
3. 保育料の算定と納付について 3～4P
4. 児童手当からの保育料の徴収について 3～4P
5. 保育料の無償化と副食費について 3～4P
6. 利用のための手続きについて 5P
7. 必要書類について 6P
8. 必要書類の記載例について 7P～8P
9. 受付日程について 9P
10. 大雨・台風時等における保育体制について . 9P

【申請書類の提出先について】

★新規児童（令和 8 年度から初めて利用する子ども）

⇒所定の日時、場所（9 ページ参照）にご提出ください。

★継続児童（現在利用中の子どもと、その兄弟姉妹）

⇒現在利用中の保育所（園）にご提出ください。



嘉麻市

こども育成課 保育係

問合せ先 Tel42-7460

1. 嘉麻市内の保育施設について

市内には、次の保育所(園)・認定こども園があります。

★保育所(園)

地区	公・私	施設名	電話番号	住所	開所時間
稲築地区	私立	あかり保育園	42-0212	平 747-15	7:30~18:30
		なつき保育園	42-0355	漆生 854	7:15~18:30
		みどり保育園	42-4386	口春 682-8	7:00~18:00 (延長保育 18:00~19:00)
		山野保育園	42-0438	山野 903	7:15~18:15
	公立	鴨生保育所	42-0308	鴨生 29-53	7:30~18:30
碓井地区	私立	まこと保育園	62-3409	下臼井 1023-1	7:30~18:30
嘉穂地区	私立	恵大保育園	57-3318	牛隈 1948-1	7:15~18:15
		めぐみ保育園	57-2910	上西郷 1261	7:15~18:15
		嘉穂らいむ保育園	57-0247	大隈町 719-1	7:30~18:30
山田地区	私立	明見保育園	53-1918	下山田 469-12	7:30~18:30
		一本松保育園	53-1957	上山田 381-46	7:15~18:15
	公立	どんぐり保育所	52-0569	上山田 479-1	7:30~18:30

★認定こども園

地区	公・私	施設名	電話番号	住所	開所時間	
稲築地区	私立	いなつきれんげ幼稚園	42-6139	漆生 2303-1	1号認定	9:15~14:30
					2号認定	7:30~18:30
					3号認定	
碓井地区	私立	栄こども園	62-2272	上臼井 1346	1号認定	9:00~14:00
					2号認定	7:15~18:15
					3号認定	

※事前に、利用を希望する保育所(園)にお子さんと一緒に見学に行き、保育方針や取り組み等の説明を受けてください。

※広域保育について

就労等の都合で、嘉麻市外の保育所(園)をご希望される方については、保護者の就労等の状況や受け入れ先の都合等により、利用ができない場合があります。詳しくはおたずねください。

●令和8年度の年齢別クラスは次のとおりです。

0歳児	令和7年4月2日生まれ ~
1歳児	令和6年4月2日生まれ ~ 令和7年4月1日生まれ
2歳児	令和5年4月2日生まれ ~ 令和6年4月1日生まれ
3歳児	令和4年4月2日生まれ ~ 令和5年4月1日生まれ
4歳児	令和3年4月2日生まれ ~ 令和4年4月1日生まれ
5歳児	令和2年4月2日生まれ ~ 令和3年4月1日生まれ

2. 子ども・子育て支援新制度について

幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月にスタートしました。

保育所（園）を利用する場合、利用の申込みに併せて、保育の必要性の認定（支給認定）をうけていただく必要があります。

【保育の必要性の認定について】

保育所（園）の利用を希望し、保護者が次の「保育必要事由」のいずれかに該当している場合、満 3 歳以上のお子さんは 2 号認定、満 3 歳未満のお子さんは 3 号認定となります。

また、保護者の保育の必要性に応じて「保育必要量」が次の 2 つに区分されます。

保育必要事由	保育必要時間
① 月 48 時間～119 時間の就労	短時間
② 月 120 時間以上の就労	標準時間
③ 妊娠、出産（予定日の 8 週間前の属する月の初日から産後 2 か月の間）	標準時間
④ 保護者の疾病、障がい	標準時間
⑤ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護	標準時間又は短時間
⑥ 災害復旧	標準時間
⑦ 求職活動（起業準備を含む）※求職期間は 3 か月以内です	短時間
⑧ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	標準時間又は短時間
⑨ 保育所（園）希望児童の弟妹の育児 （生後 3 か月～満 1 歳を迎える月の末日まで、または育児休暇取得期間）	短時間
⑩ 虐待や DV のおそれがあること	標準時間
⑪ その他、上記に類する状態として市が認める場合	標準時間又は短時間

●短時間利用の留意点

- ・短時間利用の保育時間の設定は、市内いずれの施設も 8：30～16：30 です。
- ・短時間利用でやむを得ず 8 時間を超える利用となったときは、延長保育料（30 分ごとに 100 円）がかかります。
- ・通勤時間や勤務時間帯等の都合で利用に支障がある場合や、標準時間認定の要件を満たしていても短時間利用を希望する場合は、保育・幼稚園係にご相談下さい。

※お子さんの状況により、保育所（園）が指定する保育時間でのご利用をお願いすることがあります。

3. 保育料の算定と納付について

保育料は、お子さんが保育所(園)の利用を開始した月から納めていただくことになります。
保育料算定のためには、必ず年末調整・確定申告を済ませていただく必要があります。

- 保育料は、お子さんの年齢、保護者(扶養義務者)の市町村民税の合計額をもとに算定します。
毎年 9 月が保育料の切り替え時期となります。

保育所(園)の利用月	保育料の算定の基礎となる市町村民税該当年度
4 月から 8 月まで	令和 7 年度 市町村民税額に基づく保育料
9 月から 3 月まで	令和 8 年度 市町村民税額に基づく保育料

- 保育料は、年度当初 4 月 1 日の年齢で決まります。

年度途中に満年齢に達した場合も、その年度中の変更はありません。

※4 ページの保育料基準額表は、令和 7 年度のもので、令和 8 年度保育料基準額表は保育料決定通知時に送付いたします。

- 原則、父母が保育料の算定上の扶養義務者となります。

ただし、お子さんと同居している祖父母等がいて、祖父母等がお子さんを扶養している場合には、その祖父母等がお子さんの扶養義務者として、保育料の算定に含まれることがあります。

- 保育料の納付方法は以下の通りです。

口座振替 納付書 コンビニ・スマホ決済



4. 児童手当からの保育料の徴収について

利用者負担額(保育料)を納付期間内に納付されている方と納付されていない方との受益者負担の公平性を確保するため、保育料の滞納が続く方を対象とし、嘉麻市から支払う児童手当から保育料の滞納分について徴収する場合があります。



5. 保育料の無償化と副食費について

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。これにより、3 歳児クラスから 5 歳児クラスのお子さんの保育料が無料となります。

副食費については、実費で保育所(園)にお支払いください。

※副食費は、市民税所得割額が 57,700 円未満の世帯のお子さんと

小学校就学前のお子さんの中で、3 人目以降のお子さんは免除となります。



令和7年度 嘉麻市保育料基準額表（保育認定2・3号用）

階層区分			第2子	3号認定		2号認定	
				0～2歳児 保育料		3～5歳児 副食費	
			第1子	保育標準時間	保育短時間	保育標準、短時間	
1		生活保護世帯	半額	0	0	免除	
			全額	0	0		
2	1	(ひとり親世帯等) 市町村民税非課税世帯	半額	0	0		
			全額	0	0		
	2	市町村民税非課税世帯	半額	0	0		
			全額	0	0		
3	1	(ひとり親世帯等) 市町村民税所得割額 48,600円未満	半額	0	0		
			全額	5,960	5,960		
	2	市町村民税所得割額 48,600円未満	半額	6,630	6,560		
			全額	13,260	13,120		
4	1	(ひとり親世帯等) 市町村民税所得割額 48,600円以上 77,101円未満	半額	0	0		
			全額	6,120	6,120		
	2A	市町村民税所得割額 48,600円以上 57,700円未満	半額	10,200	10,060		
			全額	20,400	20,120		
	2B	市町村民税所得割額 57,700円以上 77,101円未満	半額	10,200	10,060		
			全額	20,400	20,120		
	3	市町村民税所得割額 77,101円以上 97,000円未満	半額	10,800	10,650		
			全額	21,600	21,310		
5	1	市町村民税所得割額 97,000円以上 133,000円未満	半額	15,130	14,920		
			全額	30,260	29,850		
	2	市町村民税所得割額 133,000円以上 169,000円未満	半額	16,020	15,800		
			全額	32,040	31,600		
6	1	市町村民税所得割額 169,000円以上 211,000円未満	半額	20,740	20,430		
			全額	41,480	40,860		
	2	市町村民税所得割額 211,000円以上 301,000円未満	半額	21,350	21,030		
			全額	42,700	42,060		
7		市町村民税所得割額 301,000円以上 397,000円未満	半額	21,870	21,540		
			全額	43,740	43,080		
8		市町村民税所得割額 397,000円以上	半額	27,300	26,870		
			全額	54,600	53,750		

徴収
※各園で金額が異なります。
園にお問い合わせください。

4月から8月は前年度の市町村民税額に基づき算定、9月から3月は当年度の市町村民税額に基づき算定します。

①階層区分認定の基礎となる市町村民税課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除、国・地方公共団体等への寄付金控除の適用はありません。保育料はこれらを控除する前の税額から算定します。

②同一世帯から2人以上の小学校就学前のお子さんが、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、又は、児童発達支援、医療型児童発達支援、家庭的保育事業等を利用している場合は、上から2人目のお子さんの保育料は半額となります。

③生計を一にする世帯において上から3人目以降のお子さんは無料となります。

④網掛け部分の階層の場合、上記②に関わらず、年上のお子さんから順にカウントし、第何子になるかを決定します。

※「ひとり親世帯等」とは、母子・父子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯、その他市長が認めた世帯をいいます。

⑤副食費については、小学校就学前のお子さんの中で、3人目以降のお子さんは免除となります。

6. 利用のための手続きについて



保育の必要性の認定を行った後に、保育所(園)の利用調整を行います。

可能な限り、希望保育所(園)の利用ができるように調整を行っていきますが、保育の必要性の高いお子さんから承諾を行っていくため、保育所(園)に受入れの余裕がない場合には、ご希望に添えない場合があります。

～お願い～

令和8年度利用についての書類を提出された後、次のような変更が生じたときは、速やかにご連絡ください。

- ◇求職活動が実り、仕事が決まったとき
- ◇仕事の内容が変わり、保育を必要とする時間帯が変わったとき
- ◇仕事を辞めたとき
- ◇住所が変わったとき
- ◇出産を控え仕事を休職または退職したとき
- ◇出産から2か月を経過するとき(3か月目以降は保育必要量に変更となります。)
- ◇世帯の状況が変わったとき(例：婚姻、離婚等)

7. 必要書類について

保育所（園）の利用手続きには、次の書類をご提出ください。

●支給認定（現況届）申請書兼施設利用申込書

※利用希望児童 1 人につき 1 枚必要です。（7～8 ページ参照）

●保育必要事由を確認する資料及び保育料算定のために必要な資料

※以下参照



【保育必要事由を確認するための資料について】

利用を希望する子どもの保護者（父・母等）について、保育必要事由（家庭で保育ができないこと）を確認するためのいずれかの資料の提出が必要です。

※嘉麻市所定の様式をお使いください。

① 会社等に勤務 ⇒就労証明書

- ・会社、事業主が記入、証明したものをご提出ください。
- ・育児休業取得中の場合、復職予定日欄の記入（証明）をお願いします。

② 自営業、農業、内職等 ⇒就労証明書

- ・事業主（状況によりご自分）が記入したものをご提出ください。

③ 妊娠・出産 ⇒母子手帳の写し

- ・出産（予定）日と、母の氏名がわかる欄の写しが必要です。

④ 病気、怪我、障がい等 ⇒疾病・障がい状況申立書、診断書

- ・申立書に、病気やけが等の状況についてご記入ください。
- ・家庭での保育ができないことを記載した医師の診断書をご提出ください。

⑤ 介護、看護 ⇒介護・看護状況申立書

⑥ 災害復旧 ⇒罹災証明、申立書

⑦ 求職活動 ⇒就労誓約書

- ・求職活動や起業準備の状況をご自身で記入してください。

⑧ 就学 ⇒在学中の学校や訓練校等が発行する在学証明書（期間が確認できるもの）

⑨ 雇用期間等により、認定開始日以降の就労証明書が提出できない場合⇒就労状況申告書

⑩ その他 ⇒状況に応じ必要な書類をお伝えします。

【保育料算定のために必要な資料について】

① 世帯内に身体障害者手帳などをお持ちの方 ⇒手帳の写し

② 兄弟姉妹の方の中で、児童発達施設等を利用しているお子さんがいる場合

⇒在籍状況がわかるもの（受給者証の写しなど）

※上記のほか、確認の必要がある場合は、他の書類の提出をお願いすることがあります。ご協力をよろしくお願いします。

8. 必要書類の記載例について



支給認定(現況届)申請書 兼 保育所等利用申込書

保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育 共通

(施設型給付費・地域型保育給付費等) 【 ☒ 新規 ☐ 継続 】

(あて先) 嘉麻市長		保護者氏名	
次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定(現況届)を申請します。また、保育所等における保育の利用をあわせて申し込みます。		ふりがな	かま たろう
令和 7 年 11 月 13 日		氏名	嘉麻 太郎
申請及び利用申込みに係る小 学 校 就 学 前 の 子 ども	ふりがな 氏名 かま さくら 嘉麻 さくら	生年月日 令和 7 年 5 月 10 日 令和8年4月1日現在 (0 歳) お申し込み日現在 (0 歳)	性別 男・ ☒ 女
障害手帳	アレルギー	お子さんの発育・発達について、気になること ※「有」の場合は、具体的に記入ください	
有・ ☒ 無	☒ (有) (卵) ・ 無	有・ ☒ 無	
利用を希望する区分	☐ 1号 教育標準時間 (満3歳以上児 幼稚園等)	☐ 2号(保育3歳以上児) 標準時間 ☐ 短時間	☒ 3号(保育3歳未満児) 標準時間 ☐ 短時間
保護者住所	嘉麻市 岩崎1180番地1 番地		
電話番号	(1) 自宅 ☒ 父携帯 ☐ 母携帯 ☐ その他()	(2) 自宅・父携帯 ☒ 母携帯 ☐ その他()	(3) 自宅・父携帯・母携帯・その他()
	80-△△△△-△△△△	090-××××-××××	0948-〇〇-〇〇〇〇
令和7年1月1日 市内居住	令和8年1月1日 市内居住	嘉麻市外に居住の世帯員	
☒ 有 ・ 無	☒ 有 ・ 無	有(氏名:) ・ ☒ 無 ※「有」の場合は、住所をご記入ください	
住所:			

次の①～⑤に、必要事項を記入してください。裏面もありますので忘れずにご記入ください。

① 利用を希望する施設、期間等

利用を希望する施設	第1希望	第2希望	第3希望
	どんぐり 保育所(園)・幼稚園	鴨生 保育所(園)・幼稚園	
利用希望理由	園の方針に共感できるため	職場から近いため	
希望する利用期間	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで		

☆記入例

- ・兄弟が入所している
- ・通勤途中にある
- ・自宅に近い

保育の利用を必要とする理由等 ※1号認定(幼稚園等利用者)は記入不要

児童の利用を必要とする理由 保護者：父・母 または 親に児童を監護している方	続柄	必要とする理由
	父	☒ 就労 ☐ 求職活動 ☐ 妊娠・出産【予定日： 年 月 日】 ☐ 育児 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護 ☐ 就学【期間： 年 月 日～ 年 月 日】 ☐ 災害復旧 ☐ その他()
児童の利用を必要とする理由 保護者：父・母 または 親に児童を監護している方	母	☒ 就労 ☐ 求職活動 ☐ 妊娠・出産【予定日： 年 月 日】 ☐ 育児 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護 ☐ 就学【期間： 年 月 日～ 年 月 日】 ☐ 災害復旧 ☐ その他()
	続柄	保護者の状況
児童の保護者(父・母)が不在 または 児童と住民票上の住所が異なる場合	父	☐ 単身赴任 ☐ 離婚 ☐ 別居 ☐ その他【不在事由発生日： 年 月 日～】
	母	☐ 単身赴任 ☐ 離婚 ☐ 別居 ☐ その他【不在事由発生日： 年 月 日～】
希望する利用時間	8時 00分から 17時 30分まで	兄弟姉妹の保育所等利用
希望する利用曜日	☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金 ☐ 土	有・ ☒ 無

③ 世帯の状況 ※住民票世帯員だけでなく、利用希望子ども以外の同居者全員を記入してください。

区分	氏名	子どもとの続柄	生年月日	性別	職業又は学校名等	障害手帳	備考
子どもの世帯員	嘉麻 太郎	父	64.1.1	男・女	△△コーポレーション(株)	有・ ☒ 無	
	嘉麻 花子	母	2.1.2	男・女	●△事務所、R7.6.1～産前休暇	有・ ☒ 無	
	嘉麻 つつじ	姉	25.12.10	男・女	●●小学校	有・ ☒ 無	身体障害者手帳1級

※住民票世帯員だけでなく、生計を一にしている方全員をご記入ください。

※世帯内に障害者手帳などをお持ちの方がいる場合はコピーの添付をお願いいたします。

該当有無	生活保護の適用	ひとり親世帯		幼稚園等の利用
	有・ ☒ 無	ひとり親家庭等医療証の有無	児童扶養手当の受給の有無	有・ ☒ 無
		有・ ☒ 無	☐ 受給中 ☐ 申請中 ☒ 受給なし	

④ お子さんの保育状況等 ※1号認定(幼稚園等利用者)は記入不要

(1) 現在のお子さんの状況についておたずねします。

- ☐ 保育所(園)を利用 ☐ 幼稚園に在園している ☐ 認可外保育園を利用 ☐ 一時保育を利用 ☒ 父母がみている
☐ 祖父母等に預けている ☐ 職場に連れて行く ☐ 近所に預けている ☐ その他()

(2) 保育所の希望状況についておたずねします。

- ☒ ①第1希望の保育所(園)以外でもよい
☐ 第2希望までよい ☐ 第3希望までよい ☒ どこでもよい
☐ ②第1希望の保育所(園)を利用できない場合は辞退する

(3) 令和8年度初めて保育所(園)の利用を希望される方におたずねします。

保育所(園)の利用ができなかった場合、保護者の状況は次のいずれの状況になりますか。

- ☐ 保育所(園)の利用ができなくても、求職活動を開始または採用予定日・復職予定日に就労を開始する。

* お子さんの保育はどなたがされますか？ ⇒ ☐ 祖

- ☐ 保育所(園)の利用ができない場合、就労の内定が取

- ☒ 保育所(園)の利用ができるまで、就労開始(復職)を

- ☐ 保育所(園)の利用開始後、求職活動を開始する。

- ☐ 育児休暇の延長のために、保育所(園)を利用できない証明等が

平成30年度から受給者証の交付が任意となりました。
必要に応じて、チェックを入れてください。

⑤ 支給認定証について(平成30年度から支給認定証の交付が任意となりました。)

支給認定証の交付を希望するかおたずねします。(支給認定証の交付を受けた方は記載事項が変更になった際、返還が必要です。)

※どちらにもチェックがついていない場合は、交付をいたしません。ご了承ください。

- ☐ 希望する。 ☒ 希望しない。

⑥ 認定申請処理と税情報等の提供に当たっての署名欄

- (1) 入所の申請については、審査に時間を要する場合があります。30日以内に通知を交付できないことがあります。
 (2) 嘉麻市が、施設型給付費・地域型保育給付費等の支給に必要な市町村民税の情報(同一世帯を含む)及び世帯情報を閲覧すること。
 また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。
 (3) 申込み内容が事実と相違するとき、また、提出書類に不備があり、提出に応じない時は無効とされても異議はありません。
 (4) 以下の「利用申込みに際しての確認・注意事項について」の内容を確認し、該当事項について承諾します。

利用申込みに際しての確認・注意事項について

- ・今年度、新たに申込みをする場合、①の利用を希望する保育所(園)は、必ず第3希望まで記入してください。
- ・世帯の状況に変更が生じた場合(婚姻・離婚等による世帯構成変更等)は必ずご連絡ください。
- ・保育の利用を必要とする理由に変更が生じた場合(就労状況の変更、出産等)は必ずご連絡ください。
- ・就労状況等の確認のため、年度途中に勤務・就労証明書及び給与明細等の提出を依頼する場合があります。
- ・利用者負担額の決定に際し、保護者(父・母及び子どもを現に監護する者)は、市町村民税の申告が必要です。
- ・市町村民税の申告内容を修正・変更した場合は、その写しを必ず提出してください。
- ・申込時には、お子様と一緒に希望する保育所(園)を訪問し、保育方針や別途費用等(体操服代等)をご確認ください。

保護者氏名 嘉麻 太郎

以下*印の欄は記入する必要はありません。

*施設記載欄(施設を経由して嘉麻市に提出する場合)

受 付 年 月 日		事 業 者 番 号	
施 設 (事 業 者) 名		連 絡 先	
備 考			

*嘉麻市記載欄

認 定 証 番 号		認 定 区 分	☐ 2号 ☐ 3号 (☐ 標 ☐ 短)
認 定 の 可 否	☐ 可 ☐ 否 年 月 日 認定	(否 と す る 理 由)	
支 給 の 可 否	☐ 可 ☐ 否 年 月 日 内定	(否 と す る 理 由)	
利用施設(事業者)名		支 給 (利 用) 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
備 考			受 付 印

9. 受付日程について

【新規児童：入所申込書及びマイナンバー届出書の提出】

令和8年4月から初めて入所(園)を希望される新規児童については、入所希望の保育所(園)ごとに下記の場所・日時に申請書類の受け付けを行います。

【対象者】

令和8年4月1日現在、生後3ヶ月以上6歳未満の児童

【受付場所・日時】

希望保育所(園)の日程でのご都合がつかない場合は、予備日にお越し下さい。

予備日が受け付けの最終となりますので、どうぞご留意下さい。

受付日	入所希望保育所	受付時間	受付場所
11月10日(月)	みどり保育園	9:30~10:30	本庁舎 こども育成課
	あかり保育園	11:00~12:00	
	なつき保育園	13:30~14:30	
	山野保育園	15:00~16:00	
	鴨生保育所	16:30~17:30	
11月11日(火)	明見保育園	9:30~10:30	
	どんぐり保育所	11:00~12:00	
	一本松保育園	13:30~14:30	
	栄こども園(保育部)	15:00~16:00	
11月12日(水)	まこと保育園	9:30~10:30	
11月13日(木)	嘉穂らいむ保育園	9:30~10:30	
	恵大保育園	11:00~12:00	
11月14日(金)	いなつきれんげ幼稚園 (保育部) 広域保育所及び予備日	8:30~19:00	

10. 大雨・台風時等における保育体制について

気象警報(暴風、大雨、洪水、大雪等)が発表され、施設の立地条件により保育することが危険であると予測されるときや、送迎時に危険が伴うと予測されるときは、閉園時間を早めたり、休園の対応を取る場合があります。保護者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。